

岐阜県公報

目次

監査委員告示

- 事務事業監査の結果に基づいて講じた措置 (監査委員) 一ページ
- 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置 (同) 三
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等 (同) 七

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成二十一年度事務事業監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年四月二十八日

岐阜県監査委員 野村保夫
 岐阜県監査委員 足立勝利
 岐阜県監査委員 帆立信一
 岐阜県監査委員 水谷雄二
 岐阜県監査委員 神戸正雄

平成21年度事務事業監査の結果に基づいて講じた措置

機関名	事務事業名 (平成20年度事業費)	監査の結果及び意見	検討結果
生活衛生課	公衆浴場対策費 (9,278千円)	公衆浴場は物価統制令により料金の上限額が規制されているため、県は公衆浴場対策費として、設備改善、経営安定化、活性化の3種類の補助金を交付している。 このうち、経営安定化のために公衆浴場の運営	公衆浴場に対する各補助金は、それぞれ目的が異なっていますが、公衆衛生の維持のために不可欠な公衆浴場の安定的な経営に資するという点では共通したものです。 この補助金のあり方について、これまで公衆浴場経

		<p>経費に対して行う補助については、補助実績は減少傾向にあり、平成20年度には8浴場分、165,000円が支出されていた。</p> <p>しかし、交付対象となつた8浴場の平均赤字額は2,379,050円であつたのに対し、補助額は1件あたり10,000円から45,000円となつており、赤字額と補助額を比較すると、当該補助金が経営安定化に効果的であるとは言えない状況であつた。</p> <p>ついでには、公衆浴場対策全体として効果的な事業内容となるよう、設備改善対策及び活性化対策も含めた事業全体の見直しを検討されたい。</p>	<p>営者と意見交換を行つてきました。その結果、これらのうち「利子補給事業費補助金」は、平成21年度限りで廃止したところでず。</p> <p>「経営安定化補助金」については、関係団体から強い要望があり平成22年度も継続することとしましたが、今後は、限りある予算の中で補助金利用者にとっては経営安定化に、また県民にとっては衛生的な生活の確保や健康増進につながる効果的な助成となるよう公衆浴場補助金制度全体の見直しを進めていきます。</p>	2	<p>血液製剤の適正使用のため説明業務 (142千円)</p> <p>業務水道課</p>	
	<p>平成22年度から、委託業務の仕様書に説明内容や経費の執行状況等が確認できる書類の提出について明記し、説明業務の実施状況や経費の執行状況等が確認できるよう改善します。</p>	<p>県は、血液製剤の適正使用のための医師への説明業務を(社)岐阜県医師会に委託しており、事業完了後は岐阜県会計規則に則つて、書面により履行確認を行つていた。</p> <p>しかし、医師会から提出された完了届及び添付されていた書類には、説明会の実施日、会場、参加者数及び講師名が記載されているのみであり、どのような内容の説明が行われたのかを確認することができなかった。</p> <p>また、委託料の積算内</p>	<p>障害者アクト運営費補助金 (3,783千円)</p> <p>障害福祉課</p>	3	<p>障 害 者 ア ク ト 運 営 費 補 助 金 (3,783 千 円)</p> <p>障 害 福 祉 課</p>	<p>訳には、講師謝礼及び費用弁償のほか、事務費52,000円が計上されていたが、医師会から提出された完了届等では説明会に必要な経費の積算として適正であつたかどうかを確認することができなかった。</p> <p>ついでには、説明業務の実施状況や経費の執行状況等を確認できるよう改善されたい。</p> <p>(財)岐阜県身体障害者福祉協会では、障がい者が創作した絵画等の作品を「障害者アクトバンク」に登録し、作品を印刷物等に利用する企業や団体等に有料(10,000円〜)で貸し出し、その使用料の一部を制作者に報酬として支払う事業を運営している。</p> <p>県は、この運営経費の大部分を補助しているが、作品の使用料等から得られる事業収入は年々減少傾向にあり、平成20年度の事業費4,732,088円に対し事業収入は480,000円で、収入比率は事業費の10分の1程度にとどまっていた。</p> <p>事業開始から13年が経過したが、現在の経済情勢に鑑みると今後の利用件数が大幅に伸び、事業収入が短期間で増加する</p> <p>作品登録数及び利用件数の増加を図るため、以下のとおり改善を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マスメディアを通しての情報発信に努めるとともに、官公庁、企業、団体等を訪問し、作品の応募や活用について広く周知します。 2 作品の応募から利用料の支払までの手続を明確にするとともに、応募料の見直しを検討します。 3 利用状況をホームページに掲載し、企業等の社会貢献活動を広くアピールします。

	<p>可能性は低いと考えられ、協会の自主財源による運営という事業開始当初の目標を達成することは困難な状況となっていた。については、今後の事業運営の仕組みを検討するなど改善策を講じられた。</p>
<p>4</p> <p>学校支援課</p> <p>通制制教科書等給与費補助金 (1,784千円)</p>	<p>県は、勤労青少年の進学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、定時制高等学校等の生徒に対し教科書等の購入費及び夜食費の一部を補助しているが、平成20年度における当該補助金の交付手続において、複数の高等学校で、補助事業に関する事務処理の理解不足により、岐阜県補助金等交付規則等に則った事務処理が行われていなかった。また、一部の高等学校において、補助対象要件を緩和して補助金を交付しており、学校間で公平性を欠く事態となっていた。</p>
<p>5</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>夜間定時制高等学校給食費補助金 (3,337千円)</p>	<p>これは、当該補助金の交付事務が各高等学校長に事務委任されており、かつ補助対象要件が必ずしも明確ではなかったことに加え、所管課の指導が不十分であったことが原因と考えられる。ついては、各高等学校</p>

関係高等学校に対し、平成22年1月7日付けで当該事業に関する適正な実施について通知し、次の2点に特に留意して、事務処理を行うよう指導しました。

- 1 岐阜県補助金等交付規則等に則して、実績報告書に基づく完了検査や、額の確定を補助対象者に通知するなど、適正な事務処理を行うこと。
- 2 補助対象者については、交付要綱の認定要件を遵守し、適正に認定を行うこと。

今後は、事業実施状況を定期的に調査して関係高等学校の実態を的確に把握し、適正な事務処理が行われるよう引き続き指導するとともに、交付要綱の見直し等によって補助対象要件を明確にし、学校間で補助対象者が異なるという公平性を欠くことがないよう事業を実施していきます。

<p>の実態を把握し、関係規則等に則った適正な事務処理を行うよう指導し、学校間で補助対象者が異なるといった公平性を欠くことがないよう事業を実施されたい。</p>	
--	--

岐阜県調査委員平成二十二年

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成二十一年度財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年四月二十八日

岐阜県調査委員 夫利 村保 立川 保 利 夫
 岐阜県調査委員 足 野 谷 正 野
 岐阜県調査委員 水 戸 正 野
 岐阜県調査委員 野 戸 正 野

監査の結果に基づき講じた措置について

平成21年度財政的援助団体等監査の結果、30団体において、10件の指摘事項、42件の指導事項、7件の所管機関指摘事項、4件の所管機関指導事項及び1件の本課検討事項が認められたので、是正又は改善の措置を講じるよう求めたところ、団体を所管するすべての機関から措置を講じた又は是正又は改善に向け取組中との通知がありました。

1 講じた措置の概要

講じた措置の内訳は次のとおりです。

区 分	監査結果件数	うち、是正又は改善の措置を講じたもの	うち、是正又は改善に向け取組中のもの
出資・出捐団体	4	4	0

指摘事項	補助金等交付 団体	5	5	0	合計
	指定管理者	1	1	0	
計		10	10	0	
指導事項	出資・出捐団体	31	30	1	2
	補助金等交付 団体	3	3	0	
	指定管理者	8	8	0	
	計	42	41	1	
所管機関 指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	2
	補助金等交付 団体	5	5	0	
	指定管理者	2	2	0	
	計	7	7	0	
所管機関 指摘事項	出資・出捐団体	1	0	1	64
	補助金等交付 団体	2	2	0	
	指定管理者	1	1	0	
	計	4	3	1	
本課検討 事項	出資・出捐団体	0	—	—	62
	補助金等交付 団体	1	1	0	
	指定管理者	0	—	—	
	計	1	1	0	

合計		64	62	2
2 講じた措置 (指摘事項)				
(1) 出資・出捐団体				
所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置	
商工政策課	財団法人岐阜県 産業経済振興セ ンター	物品の管理が不適 正	是正又は改善の措 置を講じた	
情報産業課	財団法人ソフト ピアジヤパン	物品の管理が不適 正	是正又は改善の措 置を講じた	
健康福祉政策課	財団法人岐阜県 公衆衛生検査セ ンター	契約事務が不適正 不適正	是正又は改善の措 置を講じた	

団体を所管する機関から報告のあった講じた措置の主な内容は、次のとおりです。

所管機関名	健康福祉政策課
団 体 名	財団法人岐阜県公衆衛生検査センター
監 査 結 果	契約事務等において、次の不適正な事項が認められたので、今後は内部牽制機能の強化に努め、適正に処理されたい。
1	大野町最終処分場周辺地下水調査業務の一部外部委託業務契約について、平成 20 年 6 月 26 日に入札したにもかかわらず、平成 20 年 6 月 23 日付けで契約書を作成していた。
2	水質多項目計貸借契約について、平成 20 年 4 月 19 日付けで契約書を作成すべきところ、作成せずに支払いが行われていた。また、平成 21 年度において、契約日をさかのぼって契約書を作成していた。
3	環境大気測定業務委託契約について、調査期間の変更があったにもかかわらず変更手続を執っていないであった。
4	環境大気測定業務の電源設置工事契約について、当該電源撤

講じた措置	去費用を含む仕様になっているにもかかわらず、撤去を確認せずに履行確認を行い、支出していた。 各事業部門の契約事務等について、内部牽制機能を發揮し、チェックの仕組みを強化するよう指導したところ、「事前決裁や支払時における総務部門のチェックの徹底を図ります」と報告を受けました。 当課としては、機会を捉えて、引き続き改善の状況を確認し、指導を行います。
-------	--

(2) 補助金等交付団体

所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置
高齢福祉課	社会福祉法人暖家	補助金の過大受給	是正又は改善の措置を講じた
	社会福祉法人淡墨会	補助金の過大受給	是正又は改善の措置を講じた
保健医療課	医療法人香風会	補助対象外経費の計上	是正又は改善の措置を講じた
医療整備課	社団法人岐阜市医師会	補助金の過大受給	是正又は改善の措置を講じた
恵那農林事務所	中津川市	補助金の過大受給	是正又は改善の措置を講じた

団体を所管する機関から報告のあった講じた措置の主な内容は、次のとおりです。

所管機関名	団 体 名	監 査 結 果	講じた措置
高齢福祉課	社会福祉法人暖家	岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金において、補助金29,906,743円の交付を受けているが、補助金額の算定根拠となる事務費本人徴収額を誤った補助金精算書を県に提出していた。その結果、補助の結果、補助金135,900円が過大受給となっていたので、今後は適正に処理されたい。	法人に対し、補助金を速やかに返還するよう指示するとともに、

指摘事項に対する改善を講ずるよう指導したところ、次のとおり報告がありました。 過大に受給していましたが補助金135,900円は平成22年4月6日に返還しました。 今後は、正確な補助金算定を行うため、事務手続担当者の専任化及びチェック体制の強化を図り、適正な実績報告書の提出を行います。
--

所管機関名	団 体 名	監 査 結 果	講じた措置
保健医療課	医療法人香風会	精神障害者等関係施設費補助金において、下記のとおり補助対象外経費が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 施設の運営に当たり直接必要な経費とは認められない他施設盆踊り寸志、苦情処理委員への歳暮、全国精神障害者社会復帰施設協会資金カンパなど25,400円が補助対象となっていた。 2 落雷事故に伴う配電盤等修理のため1,308,780円を支出していたが、施設は補助対象外となる地域活動支援センターを併設しており、按分により経費を算定すべきところ、全額を支出していたことにより、対象外施設分392,634円が補助対象となっていた。 法人に対し、指摘事項について速やかに改善に取り組むよう指導した結果、以下のとおり報告がありました。 対象経費及び対象外経費を正しく計上するために、支出科目を細分化し、科目名により対象経費及び対象外経費の区別が把握できるようにしました。また、法人内で複数の職員によりチェックを行うことで、適正に処理できる体制をつくります。	

所管機関名	団 体 名	監 査 結 果	講じた措置
医療整備課	社団法人岐阜市医師会	岐阜県看護師等養成所運営費補助金において、養成所における専任職員ではない者を含めて算出していたことにより、補助金536,000円が過大受給となっていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項に対し改善を講じるよう指導したところ、次のとおり報告がありました。

過大受給していました補助金536,000円は平成22年4月16日に返還しました。
 今後は、補助金交付要綱に沿った適正な交付申請、実績報告となるようチェック体制を強化するとともに、算定誤りの原因となった養成所における専任職員については、職員管理のあり方を見直し、専任職員の位置づけを明確にします。

(3) 指定管理者

所管機関名	所管する団体名 (施設名)	監査結果	講じた措置
障害福祉課	社団法人岐阜県聴覚障害者協会 (岐阜県聴覚障害者情報センター)	消耗品等の支出事務が不適正	是正又は改善の措置を講じた

団体を所管する機関から報告のあった講じた措置の主な内容は、次のとおりです。

所管機関名	障害福祉課
団体名	社団法人岐阜県聴覚障害者協会
監査結果	岐阜県聴覚障害者情報センターに係る支出事務において、別組織である岐阜県聴覚障害者協会保有の複写機に係る感光体ユニット、トナー及び修理代金計180,989円が、同センターの経費から支出されていたので、今後は適正に処理されたい。
講じた措置	社団法人岐阜県聴覚障害者協会に指導したところ、下記のとおり報告を受けました。 平成22年3月16日、再度の確認検査を受け、実績報告修正の指示を受けました。 過大受給していました補助金180,989円は平成22年4月7日に返還しました。 今後は、支出の根拠等を明確にできる事務体制の見直し及び適切な会計処理を行います

3 講じた措置(指導事項)

42件の指導事項のうち、是正又は改善に向け取組中のものは、次のとおりです。
 出資・出捐団体

所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置
治山課	社団法人岐阜県森林公社	建物1棟が未登記	是正又は改善に向け取組中

4 講じた措置(所管機関指摘事項、所管機関指導事項)

(1) 出資・出捐団体

所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置
街路公園課	財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター	貸与備品の貸付手続が不適正	是正又は改善に向け取組中

(2) 補助金等交付団体

所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置
高齢福祉課	社会福祉法人暖家	補助金の過大交付	是正又は改善の措置を講じた
		補助金の過大交付	是正又は改善の措置を講じた
保健医療課	医療法人香風会	補助対象外経費の認定	是正又は改善の措置を講じた
		補助金の過大交付	是正又は改善の措置を講じた
医療整備課	社団法人岐阜市医師会	補助対象経費の精査及び明確化	是正又は改善の措置を講じた
		補助対象経費の精査	是正又は改善の措置を講じた
恵那農林事務所	岐阜県厚生農業協同組合連合会	補助金の過大交付	是正又は改善の措置を講じた
		指導	是正又は改善の措置を講じた
中津川市	協同組合連合会	指摘	是正又は改善の措置を講じた
		指導	是正又は改善の措置を講じた

(3) 指定管理者

所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置
地球環境課	高山市	貸与備品の管理が不適	是正又は改善の措置を講じた

障害福祉課	社団法人岐阜県聴覚障害者協会	指摘	正	是正又は改善の措置を講じた
		指導	消耗品等の支出事務が不適正 県の備品整理票が未貼付	是正又は改善の措置を講じた

5 講じた措置(本課検討事項)
補助金等交付団体

所管機関名	所管する団体名	監査結果	講じた措置
農地整備課	本巣市、神戸町、中津川市、飛騨市	補助対象基準の明確化	是正又は改善の措置を講じた

岐阜県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十八日

- 岐阜県監査委員 野村保夫
- 岐阜県監査委員 足立勝利
- 岐阜県監査委員 帆刈信一
- 岐阜県監査委員 水谷雄二
- 岐阜県監査委員 神戸正雄

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏名 住所
- 渡辺眞吾 愛知県名古屋市長久区瑞穂区佐渡町一丁目八番地の一 プラセシオン瑞穂五〇一号
- 杉原弘恭 愛知県岩倉市下本町下寺廻七番地の一 ユーハウス第二岩倉八〇

- 大橋正明 愛知県名古屋市長久区宝が丘一〇二番地の三
- 浅野寿美 愛知県名古屋市長久区瑞穂区姫宮町二丁目一九番地の一 グラン・プリシード一〇三号室
- 道家秀幸 岐阜市香蘭二丁目九〇番地 BELISTA岐阜香蘭一一〇四号室
- 堀尾成宏 愛知県名古屋市長久区大曾根四丁目一九番二四号 大曾根シテイハウス一三〇一号
- 佐藤幸秋 愛知県名古屋市長久区辻町四丁目一五番地の五
- 浅野浩隆 各務原市那加太平町一丁目九番地
- 森健 愛知県名古屋市長久区出来町三丁目六番三三三号 アーデン旭丘二二〇一号
- 山崎諒子 愛知県名古屋市長久区左京山一六〇七番地

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間
平成二十二年四月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年四月二十八日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南一丁目一番一号
岐 阜 県 庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・オール・テクノセンター